

日英包括的経済連携協定附属書 8-A における金融庁と英国財務省間の  
金融規制協力に係る交換書簡（仮訳）

前書き

- i 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書 8-A 金融規制に関する協力（以下「附属書」という。）は、金融サービス分野の全体を網羅する規制協力について、適用範囲、原則、目的及び制度的な取決めを規定する。附属書の段落 23 において、附属書の段落 19 で特定された人員によって構成される日英合同金融規制フォーラム（以下「フォーラム」という。）が、規制に関する協力のための枠組みを定め、及び適用することを定めている。  
附属書の段落 18 で規定されるとおり、フォーラムは規制に関する協力の運営に責任を負う。特に、フォーラムは規制に関する協力の将来の計画を作成し、その進捗状況を検討する。フォーラムは、附属書の段落 6 から段落 14 までに定める規制に関する協力の原則であって、附属書の段落 23 から段落 25 までに規定される枠組みにおいて実施されるものを遵守する。
- ii 本枠組みは、附属書の段落 24 に規定される範囲に従い、金融サービス分野の規制に関する協力の実施のための実務上の取決めを定めることを目的とする。
- iii 本枠組みは、英国財務省及び金融庁（以下個別に「参加当局」及び総称して「両参加当局」という。）間に適用されるが、いかなる法的権利または義務を創出し、いかなる国内法を修正し又はいかなる国内法に優先されるものでなく、さらに両参加当局を国際法の下で法的に拘束するものではない。本枠組みのいかなる事項についても附属書と本交換書簡とが抵触する場合には、その抵触の限度において、附属書が優先する。

第 A 節：情報交換と協議の仕組み

1. 英国財務省において金融サービスの規制事項を所管するものとして、連絡担当者は、国際政策・協力チームの先進国市場ユニットとする。金融庁においては、連絡担当者は国際室とする。連絡担当者及びそれを継承するものはそれぞれ、附属書に規定される金融サービスの規制に関する協力の一般的な調整を所管する者を指定する。
2. 連絡担当者の指定は、本取決めの目的で行う英国財務省及び金融庁間の専門家間の直接の連絡、情報交換又は協力を妨げるものではない。両連絡担当者は、かかる連絡についての継続的な情報提供を受ける。本書簡交換は、本枠組み外における監督及び破綻処理機関における協力を妨げるものではなく、規制、監督、執行及び破綻処理の事項に関する協力に用いられる既存のプロセスは、引き続き保持される。

第 B 節：相互の規制及び監督に関する枠組みへの依拠に関する指針

3. それぞれの参加当局における規制及び監督の枠組みについての相互理解並びに他の法域への依拠を促進するため、両参加当局は、依拠の建付け及び個別法域における実施状況について情報を交換する。この情報交換は、当該情報が利用可能な範囲で行われ、両当局間で共有されることができる。

4. 各参加当局は、両参加当局が加盟する国際基準設定機関が策定する依拠の領域における良好な事例の重要性を認識し、尊重する。  
各参加当局は、既存の英国及び日本国における同等性／依拠の決定に係る完全な一覧表を共有することを受け入れる。

#### 第C節：附属書の段落 12 に規定する措置を見直す手続

5. 一方の参加当局は他方の参加当局から、自国の領域において金融サービスを提供する金融サービス提供者に影響を及ぼす措置を検討するよう書面による要請を受領した後、要請を受けた参加当局は、要請を行った参加当局に対して不当に遅滞することなく書面により回答するために最善の努力を払う。
6. 共同議長は、以下段落 9 に規定するところにより、次回フォーラムの会合、又は適当な場合には、他に共同して決定された機会において検討された措置が適当なものであるか討議することができる。附属書の段落 21 に従い、共同議長は、他のフォーラム参加者ととも、補佐するための専門家による作業部会を設置することができる。措置についての検討は、証跡に基づいて行われるべきである。

#### 第D節：金融における多様性、サステナブル・ファイナンス及び関連する他の新たな課題についての経験及び最良の慣行の交換

7. 各参加当局は、附属書の段落 24(d)に従い、金融サービスにおけるジェンダー間の平等を含む多様性に関する経験と最良の慣行を交換するよう努める。両参加当局は、すべての段階における意思決定に際して女性の十分かつ効果的な参加を促進することを受け入れる。両参加当局は、ジェンダー間の平等及び女性の全ての段階におけるエンパワーメントを促進するための健全な政策及び実施可能な法令の採択と強化を受け入れる。  
各参加当局は、職場でのジェンダー間の平等に係る統計を収集し公表することを検討する。  
両参加当局は、金融におけるジェンダーの多様性及び差別からの保護に関する国際的及び自国内に存在する最良の慣行並びに関連する国内法令における要件に従うことを受け入れる。
8. 各参加当局は、金融上の決定が附属書の段落 24 (d)に規定する気候変動の影響を更に考慮するように金融システムをグリーン化することの広範な必要性を認識する。  
これは、ネットゼロコミットメントを達成するために必要な民間セクターからのトランジション・ファイナンスを含む、サステナブル・ファイナンスを動員し、促進する一助となる。  
これと並行して、各参加当局は、気候関連リスクに関する高品質で比較可能かつ信頼できる情報の重要性を認識しており、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組みに基づき、国内規制の枠組みに沿った、義務的な気候関連財務情報開示への移行を支持する。  
両参加当局は、2021年5月及び6月に開催されたG7財務大臣会合及び中央銀行総裁会議において、2021年6月5日に発出された「G7財務大臣・中央銀行総裁共同声明」に示されたコミットメントを履行する上で、自らの役割を果たす。

#### 第E節：付託事項及びフォーラムの管理に関する指針

9. フォーラムの会合は、附属書の段落 22 の規定に従い、少なくとも年一回、英国及び日本国において

交互に開催される。金融庁及び英国財務省の上級職員は、フォーラムの会合の共同議長を務める。共同議長が不在の場合には、当該参加当局の他の上級職員によって代理されることができる。

10. 両参加当局は、フォーラム会合の代表者の構成を事前に相互に情報提供する。
11. 附属書の段落 19 に基づく、他の参加当局による特定当局からの代表者を招聘する要請は、相互協力及び信頼の精神に基づいて行われる。当該要請に対しては、要求されることはないが、積極的に考慮されることがたいへん望ましい。
12. 共同議長は、フォーラムの会合後共同声明を承認及び公表することを目指す。声明は、適当な場合には、討議された事項と進捗状況を含むことができる。
13. フォーラムの共同議長及びその他の者は、フォーラムの年次会合又は他の共同で決定する時期において、附属書の段落 21 の規定に従って特定の事項を検討するための専門家作業部会を設置することについて討議し、及び決定することができる。
14. フォーラムの共同議長及びその他の者が専門家による作業部会を設置する決定があった場合、両参加当局は同作業部会の構成員を指定し、相互に知らせるものとする。
15. 専門家による作業部会は、両連絡担当者を通じて又は両連絡担当者を通じない方法で、定期的にフォーラムの共同議長に報告を行う。

#### 第 F 節：技術的な仲介のための手続

16. 両参加当局は、規制に関する協力の原則の解釈に関する意見の相違を誠実に解決するよう努める。  
両参加当局は、技術的な仲介手続の開始を要請する前に、専門家作業部会の設置、書面による措置の見直しの要請及びフォーラムにおける討議のような現在の協力の枠組みによって提供される全ての可能性を尽くす。
17. 一方の参加当局は、他の参加当局に対し書面により技術的な仲介の手続の開始を要請した後、当該他方の参加者は、当該特定の事項について技術的な仲介を行うことに同意するか否かを確認するため、不当に遅滞することなく、当該一方の参加当局に対し書面により回答するよう最善の努力を払う。
18. フォーラムは、技術的な仲介を利用するための参加当局間の技術水準に係る協力が適当かつ実際である場合には、附属書の段落 28 の規定に従って技術的な仲介のための作業部会（以下「仲介作業部会」という。）を設置する。  
参加当局は、それぞれ、各参加者の代表者を仲介作業部会の構成員として指名し、それぞれの専門家の身元を相互に通知する。
19. 各参加当局は、仲介作業部会の議長として行動する附属書の段落 28 に規定する独立の仲介者の候補者として、合理的な期間内に、係争中の事項について専門知識を有する一又は二以上の者の氏名を提案する。  
フォーラムは、不当に遅滞することなく、共同して独立の仲介人を決定し、任命する。
20. フォーラムの共同議長は、仲介作業部会の仲介任務の性質及び範囲並びに仲介作業部会が作業を完了すると予想される期間の目安について共同で決定し、仲介作業部会の議長に対して指示する。
21. 仲介作業部会の議長は、勧告を含む技術的な仲介の結果を記載した報告書を作成する。  
仲介作業部会議長は、フォーラムの共同議長に報告書を提出する前に、仲介作業部会のメンバーに対し、報告書案について意見を述べる機会を与え、最終報告書においてこれらの意見を考慮する。

22. 共同議長及びフォーラムは、フォーラムの会合又は適当な場合には共同で決定する他の機会において最終報告書の勧告について討議することができるものとし、並びに報告書の勧告に従うことができるか否か及びどのように従うことができるかについて検討する。
23. 技術的仲介の手続は、次のいずれかの方法により終了させることができる。
- a) 最終報告書の勧告に基づき、各参加当局の代表者が共同で決定する解決方法を採用すること；
  - b) いかなる段階においても技術的仲介の手続を停止することについての各参加当局の代表者の相互の同意を得ること；又は
  - c) 独立の仲介者が、各参加当局の代表者と協議した後、仲介のための一層の努力は効果がない旨の書面による宣言を行うこと。

#### 第G節：規制に関する協力を促進するための他の取決め

24. 一方の参加当局は、他方の参加当局からの追加的な取決め提案について、正当な考慮を払う。
25. 両参加当局は、本協力枠組みを見直し、及び規制に関する協力を強化することができる追加的な取決めをもって補完することを共同して決定することができる。
- かかる取決めは、フォーラムのすべての参加者との協議の後、フォーラムの共同議長による共同決定に基づいて採択される。

以上の記録は、規定された事項について 2022 年 6 月 9 日に英国財務省と日本国金融庁との間で了解に至った内容を表す。